

平成28年第1回
三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

(会議録第1号)

平成28年2月26日

三重県後期高齢者医療広域連合議会

平成28年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

招集年月日	1
招集場所	1
開会及び閉会の日時	1
出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名	2
説明のため議場に出席した者の職氏名	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
議事の経過	
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
諸般の報告	6
会期の決定	6
副議長の選挙について	7
三重県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の制定について	10
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	10
三重県後期高齢者医療広域連合審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料に関する条例の制定について	10
三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について	12
三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び三重県後期高齢者医療広域連合の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正について	14
三重県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部の改正について	16
三重県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部の改正について	17
平成27年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	18
平成27年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	21
平成28年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	26
平成28年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	28
三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について	34
三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について	34
議長の辞職について	36
議長の選挙について	37
監査委員の選任同意について	39

11番	亀井秀樹	14番	岩田昭人
15番	広森繁	16番	浜口一利
19番	大口秀和	22番	加藤隆
24番	石原正敬	25番	栗田康昭
28番	中井幸充	30番	辻村修一

職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名

書記	大石幸広	書記	加藤勝博
書記	馬淵勉		

説明のため議場に出席した者の職氏名

広域連合長	前葉泰幸	副広域連合長	尾上武義
副広域連合長	西田健	監査委員	山路昭人
事務局長	田邊宏行	会計管理者	浦出寛治
参事兼総務企画課長	佐脇重喜	事業課長	山本正美
事業課主幹	松田徹	事業課副主幹	森大樹

議事日程（第1号）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸般の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 副議長の選挙について
- 第6 議案第1号 三重県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の制定について
- 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第3号 三重県後期高齢者医療広域連合審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料に関する条例の制定について

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 第 7 | 議案第 4 号 | 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について |
| 第 8 | 議案第 5 号 | 三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び三重県後期高齢者医療広域連合の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正について |
| 第 9 | 議案第 6 号 | 三重県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部の改正について |
| 第 1 0 | 議案第 7 号 | 三重県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部の改正について |
| 第 1 1 | 議案第 8 号 | 平成 2 7 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号） |
| 第 1 2 | 議案第 9 号 | 平成 2 7 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 第 1 3 | 議案第 1 0 号 | 平成 2 8 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 第 1 4 | 議案第 1 1 号 | 平成 2 8 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 1 5 | 議案第 1 2 号 | 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について |
| | 議案第 1 3 号 | 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について |

会議に付した事件

- | | |
|--------------|-------------------------|
| 日程第 1 ～第 1 5 | 議事日程のとおり |
| 日程追加 | 議長の辞職について |
| 日程追加 | 議長の選挙について |
| 日程追加 | 議案第 1 4 号 監査委員の選任同意について |
-

議事の経過

○書記（大石幸広君）

議会書記の大石と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、公私何かと御多忙の中、御参集賜りまして誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、昨年の12月に開催いたしました平成27年第2回定例会以降、新しく当広域連合議会議員に就任されました皆様を御紹介させていただきます。

まず、津市の田中勝博議員でございます。

○議員（田中勝博君）

こんにちは。よろしくお願ひします。（拍手）

○書記（大石幸広君）

続きまして、松阪市の山路茂議員でございます。

○議員（山路茂君）

松阪市の山路でございます。よろしくお願ひします。（拍手）

○書記（大石幸広君）

続きまして、大台町の大西慶治議員でございます。

○議員（大西慶治君）

大台町の大西です。よろしくお願ひします。（拍手）

○書記（大石幸広君）

以上で御紹介を終わらせていただきます。

それでは、平成28年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議事について、大平議長よろしくお願ひいたします。

午後2時02分 開会

○議長（大平勇君）

みなさん、こんにちは。

議長の挨拶でございます。

どうかよろしくお祈りを申し上げます。

ただいまの出席議員数は、23名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成28年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、議案説明のため、広域連合長以下関係者の出席を求めていますことを御報告いたします。

開議に先立ちまして、広域連合長から招集の御挨拶があります。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（大平勇君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

平成28年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様方におかれましては、2月議会から3月議会にかけてと非常に御多用の折、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

また、平素から、当広域連合の運営に格別の御理解と御協力をいただいております、重ねて御礼を申し上げます。

さて、今議会では、条例の制定及び一部改正が7件、公平委員会に係る協議が2件、平成27年度の一般会計及び後期高齢者医療特別会計の補正予算、平成28年度の一般会計及び後期高齢者医療特別会計の当初予算の議案を提出いたします。

それぞれの案件につきまして、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

午後2時04分 開議

○議長（大平勇君）

ありがとうございました。

それでは、本日の会議を開きます。

議事日程第1号より議事を進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定いたします。

新たに選出されました議員の議席は、ただいま御着席の席を指定いたします。

○議長（大平勇君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第107条の規定により、議席番号1番、葛西豊一議員、議席番号6番、中山裕司議員を指名いたします。

○議長（大平勇君）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から報告のありました現金出納検査の結果については、お手元に配付のとおりであります。

○議長（大平勇君）

日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（大平勇君）

日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の副議長に、議席番号36番、西村喜久男議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました西村喜久男議員を副議長の当選人として定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました西村喜久男議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました西村喜久男議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

当選されました西村喜久男議員から発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

○副議長（西村喜久男君）

みなさんこんにちは。ただいま副議長に選任されました紀宝町議会の西村でございます。微力ではございますけれども、みなさまの御指導、御協力をいただきまして、務めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（大平勇君）

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（大平勇君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

平成28年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、運営に臨む私の方針を申し述べ、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

皆様御案内のとおり、後期高齢者医療制度は、平成20年に法が施行されてから8年が過ぎようとしております。

後期高齢者の皆様の状況に配慮しつつ、今後も増え続ける高齢者に対応し、安定した継続可能な医療制度となるよう、国においては制度の改正など、必要な見直しが進められております。

このような中、低所得者等に対する保険料軽減特例措置につきましては、段階的に縮小する方向が示されており、全国の後期高齢者医療広域連合で組織する全国後期高齢者医療広域連合協議会からは、昨年11月に厚生労働省に対し、現行制度の維持とやむを得ず見直す場合、国による丁寧な説明と周知、そして急激な増加とならないようきめ細やかな激変緩和措置を講ずるよう要望を行ったところでございます。

また、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバーについては、同制度の対

応は国の施策として行われるべきであり、標準システムや独自システムの改修で広域連合を補助対象外とせず、所要の国庫補助を行うことのほか、全体の方針や保険者としての活用方法を早急に示すよう要望したところでもあります。

当広域連合といたしましても、今後も引き続き、国の動向を注視しながら、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努め、全国の広域連合と連携して必要な要望活動を行っていく所存でございます。

また、後期高齢者医療制度が将来にわたり持続可能な制度となるために、被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう、安定的な財政運営はもちろんのこと、被保険者の資格管理や給付事務など、適正な運営に努めてまいります。

まず、増大する医療費を抑制するために、医療費の適正化が大きな課題となっております。

被保険者の皆様に医療費に対する認識を深めていただけるよう、ジェネリック医薬品差額通知や医療費通知については、三重県医師会をはじめ関係機関の皆様との御理解と御助言もいただきながら、引き続き実施してまいります。

また、不正・不当利得の返還請求、第三者行為に係る求償や海外療養費の支給申請に対する審査等に取り組むとともに、レセプト点検による重複・頻回受診者への受診行動適正化指導事業などの平成26年度に策定した保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画の実施にあたっては、関係機関からの御意見や御助言をいただきながら市町との連携のもと、実効性の高い方法で取り組みを進めてまいります。

続きまして、保険料についてでございます。

平成28年度及び29年度分の保険料率につきましては、昨年からの改定作業を進め、今議会で御審議をお願いするところでございますが、国の保険料の軽減措置の継続や財政安定化基金と財政収支に係る剰余金の活用など可能な限りの方策を尽くし、被保険者の皆様からも御理解いただける程度の保険料の増加抑制を図ることができたものと考えております。

今後も適正な賦課を行い、保険料の滞納につきましては、保険料収納対策方針に基づきまして、関係機関の協力のもと、市町担当職員の研修も実施しながら、公平公正な対応に努めてまいります。

最後に、当広域連合といたしましては、本制度について、被保険者の皆様をはじめ、住民の皆様の御理解をいただけるよう、引き続き各市町や県及び関係機関と緊密に連携し取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても、御理解と御協力を賜りますよう再度お願い申し上げます。私の施政方針といたします。

○議長（大平勇君）

それでは、議事日程により会議を続けます。

日程第6、議案第1号、三重県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の制定についてから議案第3号、三重県後期高齢者医療広域連合審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料に関する条例の制定についてまでの3議案を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（大平勇君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第1号から議案第3号までを一括して御説明申し上げます。これらは、行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴う議案でございます。

議案第1号、三重県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の制定については、行政不服審査法に基づく審査請求の審理において第三者機関への諮問が必要となったことから、諮問機関として三重県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするものであります。

議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、三重県後期高齢者医療広域連合情報公開条例、三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例、三重県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び三重県後期高齢者医療広域連合の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正を行うものであります。主な改正内容といたしましては、審査請求があつた場合の措置に関する規定の整備と不服申し立て手続きの審査請求への一元化など関係条文を整理しようとするものであります。

議案第3号、三重県後期高齢者医療広域連合審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料に関する条例の制定については、行政不服審査法の全部改正等に伴い、審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料について、その額、納付方法及び減免に関する規定を定めようとするものであります。

いずれの議案も、行政不服審査法の全部改正の施行日と同じ平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大平勇君）

以上で説明が終わりました。

本件についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより議案第1号から議案第3号までの3議案について、一括して採決を行います。

議案第1号から議案第3号までは、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までは、原案のとおり可決されました。

○議長（大平勇君）

日程第7、議案第4号、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（大平勇君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第4号について御説明申し上げます。

三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正については、平成28年度及び平成29年度の保険料の所得割率及び被保険者均等割額を定め、また、低所得者の負担軽減を図るため、所要の改正を行うもので、平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

○事務局長（田邊宏行君）

議長。

○議長（大平勇君）

事務局長。

○事務局長（田邊宏行君）

議案第4号、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について、御説明申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律におきまして、後期高齢者医療の保険料は2年を財政期間としているため、2年ごとに見直しを行うこととなっております。

被保険者に対する保険料の賦課額は所得割額と被保険者均等割額により算出し、それぞれの広域連合で定めることとされております。

この所得割率と被保険者均等割額は、現行条例で、平成26年度及び平成27年度について定めておりますことから、これを、平成28年度及び平成29年度の所得割率と被保険者均等割額に改める必要がございます。

この保険料率の算定に当たりましては、今後の医療給付費等の伸びや、消費税の改正、診療報酬改定の影響などを見込んで積算しましたところ、平成28年度及び平成29年度の一人当たりの後期高齢者医療費は、平成26年度及び平成27年度の2年間と比較いたしまして3.8%の伸びと推計され、2年間の財政期間の事業費用は、4,152億5,158万2,000円となりました。

この事業費用から負担金等の保険料以外に見込まれる収入3,716億4,670万4,000円を差し引くと、保険料収納必要額は436億487万9,000円となります。

今回の保険料の改定に当たりましては、被保険者の皆様の御負担にも配慮いたしまして、保険料の大幅な上昇を抑制するため、県財政安定化基金からの交付金9億円と三重県後期高齢者医療広域連合事業運営基金からの繰入金9億円を活用いたしまして、保険料収納必要額を417億4,438万4,000円に引き下げ、必要な保険料の見込収納率を99.3%として、保険料賦課総額を420億3,865万4,000円としたところでございます。

このようにして算出したしました保険料賦課総額に基づき、平成28年度及び29年度の保険料につきましては、第8条の所得割率を100分の9.06、第9条の被保険者均等割額を43,870円にそれぞれ改めようとするものでございます。

また、低所得者の負担軽減の観点から、保険料の被保険者均等割額の2割軽減及び5割軽減の対象者を拡充するよう、高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正されましたことに伴い、第14条第1項第2号の26万円を26万5,000円に、第3号の47万円を48万円に改めようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大平勇君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第4号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

御異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（大平勇君）

日程第8、議案第5号、三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び三重県後期高齢者医療広域連合の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正についてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（大平勇君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第5号について御説明申し上げます。
三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び三重県後期高齢者医療広域連合の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正につ

いては、行政不服審査法の全部改正に伴い設置する予定の三重県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会に、専門の事項を調査させるための専門委員を置くことができる旨の規定があることから、三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会においても、専門の事項を調査させるための専門委員を置くことができるよう、所要の改正を行うもので、公布の日から施行しようとするものであります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大平勇君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第5号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（大平勇君）

次に日程第9、議案第6号、三重県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部の改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（大平勇君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第6号について御説明申し上げます。

三重県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部の改正については、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の人事評価の状況に関する規定及び退職管理の状況に関する規定の追加等、所要の改正を行い、平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大平勇君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第6号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（大平勇君）

次に日程第10、議案第7号、三重県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部の改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（大平勇君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第7号について御説明申し上げます。

三重県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部の改正については、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条文の整理を行い、平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大平勇君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第7号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（大平勇君）

次に日程第11、議案第8号、平成27年度三重県後期高齢者医療広域連合
一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（大平勇君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第8号について御説明申し上げます。

平成27年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ593万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,871万円とするものであります。

詳細につきまして、参事兼総務企画課長から御説明申し上げます。

○参事兼総務企画課長（佐脇重喜君）

議長。

○議長（大平勇君）

参事兼総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（佐脇重喜君）

議案第8号、平成27年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

資料番号⑪の7ページ、8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

第1款、分担金及び負担金、第1項負担金、第1目、市町負担金は、511万6,000円の増額で、派遣職員人件費等の増額分への充当に伴う市町負担金の増額でございます。

第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、5万1,000円の減額で、補助対象となる運営協議会の開催実績に伴う減額でございます。

第5款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、84万8,000円の増額で、前年度からの繰越金の確定によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第6款、諸収入、第1項、預金利子、第1目、預金利子は、2万8,000円の増額で、歳計現金預金利息の実績見込みに伴う増額でございます。

第2項、雑入、第1目、雑入は、7,000円の減額で、雇用保険の実費弁償分の減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第1款、議会費、第1項、議会費、第1目、議会費は、7万7,000円の

減額で、議員の報酬及び費用弁償の減、会場使用料の減による減額でございます。

第2款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、603万9,000円の増額で、主なものといたしましては、職員の時間外勤務手当の増額、給料、通勤手当、臨時職員賃金及び普通旅費の減額のほか、13ページ、14ページの派遣元市町に対する広域連合への派遣職員の人件費負担金の増額、前年度繰越金の地方財政法に基づく2分の1の財政調整基金の積立でございます。

第2款、総務費、第2項、選挙費、第1目、選挙管理委員会費は、2万5,000円の減額で、選挙管理委員会の開催実績に伴う減額でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第2款、総務費、第3項、監査委員費、第1目、監査委員費は、3,000円の減額で、これは、委員報酬など実績による減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大平勇君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第8号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（大平勇君）

次に日程第12、議案第9号、平成27年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（大平勇君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第9号について御説明申し上げます。

平成27年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20億1,116万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,020億4,835万8,000円とするものであります。

詳細につきまして、参事兼総務企画課長から御説明申し上げます。

○参事兼総務企画課長（佐脇重喜君）

議長。

○議長（大平勇君）

参事兼総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（佐脇重喜君）

議案第9号、平成27年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特

別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

資料番号⑫の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款、市町支出金、第1項、市町支出金、第1目、事務費等負担金は、3,253万8,000円の減額で、前年度負担金精算分の財源充当等による一般管理事務費負担金の減と国の健康診査費補助単価の変更に伴う健康診査事業負担金の増によるものでございます。

第2目、保険料等負担金は、1,337万4,000円の増額で、保険料軽減額の増による保険基盤安定制度負担金の増額でございます。

第3目、療養給付費負担金は、2,186万2,000円の増額で、前年度の療養給付費負担金の確定に伴う精算不足分で、市町の追加負担分でございます。

第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、療養給付費負担金は、19億8,364万8,000円の減額で、これは主に、対象となる療養給付費等の減に伴う負担金の減額でございます。

第2目、高額医療費負担金は、2,931万7,000円の減額で、80万円を超える負担金対象となる医療費が見込みを下回ったことによる負担金の減額でございます。

第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、1億2,007万2,000円の増額で、後期高齢者医療制度事業費補助金としての健康診査事業費の不足分が特別調整交付金で措置されることと健康診査補助単価の変更に伴う増額でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第2目、後期高齢者医療制度事業費補助金は、6,701万8,000円の減額で、健康診査事業補助金の不足分が特別調整交付金で措置されることに伴う減額でございます。

第3目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、426万5,000円の減額で、保険料特例軽減措置財源として交付される交付金の見込みの減額でございます。

第4目、後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、27万1,000円の増額で、東日本大震災に係る一部負担金免除、保険料減免措置に対する補助金で、国の財政措置が継続されたことに伴う増額でございます。

第3款、県支出金、第1項、県負担金、第1目、療養給付費負担金は、6億5,498万1,000円の減額で、これは主に、対象となる療養給付費等の減に伴う負担金の減額でございます。

第2目、高額医療費負担金は、2,931万7,000円の減額で、これは

主に、80万円を超える負担金対象となる医療費が見込みを下回ったことによる負担金の減額でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第3款、県支出金、第2項、財政安定化基金支出金、第1目、財政安定化基金交付金は4億円の減額で、広域連合の財政不足を補うために、県に設置されている基金からの交付金の減額でございます。

第4款、支払基金交付金、第1項、支払基金交付金、第1目、後期高齢者交付金は、35億6,840万5,000円の減額で、これは主に、対象となる療養給付費等の減による社会保険診療報酬支払基金からの交付金の減額でございます。

第5款、特別高額医療費共同事業交付金、第1項、特別高額医療費共同事業交付金、第1目、特別高額医療費共同事業交付金は、633万9,000円の増額で、対象となる1件当たり400万円を超える医療費の実績増が見込まれることによる交付金の増額でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金は、51万7,000円の増額で、後期高齢者医療制度臨時特例基金及び後期高齢者医療事業運営基金の運用利子でございます。

第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金は、1,104万3,000円の増額で、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を原資としていた当基金が解散されることに伴う残額の繰入による増額でございます。

第2目、後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、8,247万7,000円の減額で、これは、前年度繰越金により、基金からの繰入れが不要になったことによる減額でございます。

第8款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、86億3,175万3,000円の増額で、これは、前年度繰越金の確定によるものでございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第10款、諸収入、第2項、預金利子、第1目、預金利子は、769万8,000円の増額で、歳計現金預金利息の見込み額の増でございます。

第10款、諸収入、第3項、雑入、第2目、第三者納付金は、3,676万8,000円の増額で、第三者行為損害賠償金の増額によるものでございます。

第3目、返納金は、1,343万円の増額で、医療費の自己負担割合変更に伴う差額等の返納金の増額によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、9億3,965万7,000円の増額で、広域連合事務に要する役務費、電算委託料等の減と後期高齢者医療事業運営基金への積み立てが主なものでございます。

第2款、医療給付費、第1項、療養諸費、第1目、療養給付費等は、33億9,911万7,000円の減額で、これは、診療報酬、調剤報酬、高額療養費等の実績見込み額の減でございます。

第2目、療養費は、6,882万3,000円の減額で、これは、補装具、鍼灸、あんま、マッサージ、柔道整復等の療養費の実績見込み額の減でございます。

第4目、審査支払手数料は、2,093万9,000円の減額で、これは、レセプトの審査件数の実績見込みによる減額でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第2款、医療給付費、第2項、高額療養諸費、第1目、高額療養諸費は、1億480万9,000円の増額で、これは、自己負担額が高額になった場合に支給するもので、実績見込み額の増でございます。

第3款、県財政安定化基金拠出金、第1項、県財政安定化基金拠出金、第1目、県財政安定化基金拠出金は、527万6,000円の減額で、平成27年度拠出額が確定したことによる減額でございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第4款、特別高額医療費共同事業拠出金、第1項、特別高額医療費共同事業拠出金、第1目、特別高額医療費共同事業拠出金は、287万6,000円の増額で、対象となる1件当たり400万円を超える医療費の実績見込み額の増によるものでございます。

第5款、保健事業費、第1項、健康保持増進事業費、第1目、健康診査費は、保険料負担金及び健康診査事業に対する国庫補助金から市町の健康診査事業負担金、特別調整交付金及び前年度繰越金への財源更正でございます。

第2目、その他健康保持増進費は、2万5,000円の増額で、これは無医地区に対する健康保持増進事業に係る諸経費の減と津市が実施した厚生労働省モデル事業の専門職による相談・訪問指導に対する補助金の増によるものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

第7款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目、還付加算金は、56万円の増額で、保険料の減額賦課更正遡及処理に伴う還付加算金の増額でございます。

第2目、保険料還付金は、683万6,000円の増額で、保険料の減額賦課更正遡及処理に伴う還付金の増額でございます。

第3目、償還金は、44億5,055万3,000円の増額で、これは、国庫支出金等精算返還金の増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大平勇君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第9号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（大平勇君）

次に日程第13、議案第10号、平成28年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（大平勇君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第10号について御説明申し上げます。

平成28年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億9,517万3,000円とするもので、前年度と比べ、2,239万7,000円の増額でございます。

詳細につきまして、参事兼総務企画課長から御説明申し上げます。

○参事兼総務企画課長（佐脇重喜君）

議長。

○議長（大平勇君）

参事兼総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（佐脇重喜君）

議案第10号、平成28年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明申し上げます。

資料番号⑬の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款、分担金及び負担金、第1項、負担金、第1目、市町負担金は、1億9,459万3,000円の計上で、広域連合議会、広域連合事務局の運営に要する費用に対する構成市町負担金でございます。

第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、52万9,000円の計上で、被保険者、医療関係者等の意見を聞く場として設置しております運営協議会に要する費用に対する補助金でございます。

第3款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金は、1,

000円の計上で、これは、財政調整基金の運用利息でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第4款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、財政調整基金繰入金は、1,000円の計上で、これは、財政調整基金からの繰入金でございます。

第5款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、1,000円の計上で、これは、前年度繰越金でございます。

第6款、諸収入、第1項、預金利子、第1目、預金利子は、1,000円の計上で、これは、歳計現金の預金利息でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第6款、諸収入、第2項、雑入、第1目、雑入は、4万7,000円の計上で、これは、雇用保険の実費弁償分でございます。

続きまして、歳出でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第1款、議会費、第1項、議会費、第1目、議会費は、77万3,000円の計上で、これは、議員の報酬及び費用弁償、議会の会場使用料でございます。

第2款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、1億9,356万7,000円の計上で、主なものといたしましては、一般職給1名分の給料、時間外勤務手当などの職員手当等、共済組合負担金などの共済費、臨時職員2名分の賃金、15ページ、16ページをお願いいたします。出張等に要する旅費、消耗品費などの需用費、財務会計に係る既存システムの保守点検及び地方公会計へ対応するための改修委託料などの委託料、事務所借上料などの使用料及び賃借料、広域連合派遣職員の人件費等に係る負担金でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第2款、総務費、第2項、選挙費、第1目、選挙管理委員会費は、5万6,000円の計上で、選挙管理委員の報酬及び費用弁償、委員会の会場使用料でございます。

第2款、総務費、第3項、監査委員費、第1目、監査委員費は、27万6,000円の計上で、監査委員の報酬及び費用弁償、出納検査の会場使用料でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第3款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目、償還金は、1,000円の計上で、これは、国庫支出金等精算返還金でございます。

第4款、予備費、第1項、予備費、第1目、予備費は、50万円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大平勇君）

以上で説明が終わりました。
本案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第10号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

御異議なしと認めます。
よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（大平勇君）

次に日程第14、議案第11号、平成28年度三重県後期高齢者医療広域連
合後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（大平勇君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第11号について御説明申し上げます。

平成28年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,037億4,995万2,000円とするものであります。前年度と比べ、37億1,592万1,000円の増額で、例年同様、医療給付費の伸びが主な要因でございます。

また、一時借入金の借入れの最高額は、70億円といたしまして、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、同一款内で各項相互に流用するものであります。

詳細につきましては、参事兼総務企画課長から御説明申し上げます。

○参事兼総務企画課長（佐脇重喜君）

議長。

○議長（大平勇君）

参事兼総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（佐脇重喜君）

議案第11号、平成28年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

資料番号⑭の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款、市町支出金、第1項、市町支出金、第1目、事務費等負担金は、9億1,834万7,000円の計上で、これは、一般管理事務費負担金、健康診査事業負担金及び健康診査事業事務費負担金でございます。

第2目、保険料等負担金は、194億3,854万4,000円の計上で、これは、保険料負担金及び保険基盤安定制度負担金でございます。

第3目、療養給付費負担金は、160億3,963万4,000円の計上で、これは、高確法第98条で定められた定率の負担金でございます。

第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、療養給付費負担金は、

481億1,890万2,000円の計上で、これは、高確法第93条第1項で定められた定率の負担金でございます。

第2目、高額医療費負担金は、7億4,163万8,000円の計上で、これは、高確法第93条第2項で定められた負担金でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、171億9,252万3,000円の計上で、これは、広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正するため交付される普通調整交付金、長寿・健康増進事業等に対して交付される特別調整交付金でございます。

第2目、後期高齢者医療制度事業費補助金は、2億4,432万3,000円の計上で、健康診査事業、歯科健康診査事業、医療費適正化等推進事業、特別高額医療費共同事業に対する補助金でございます。

第3目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、14億8,332万7,000円の計上で、低所得者等の保険料軽減措置に係る交付金でございます。

第4目、後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、1,000円の計上で、これは、東日本大震災に係る一部負担金免除、保険料減免措置に対する補助金でございます。

第5目、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、1,000円の計上で、これは、社会保障・税番号制度システム整備に係る補助金でございます。

第6目、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は1,000円の計上で、新たに設置された糖尿病腎症患者の重症化予防事業に対する補助金でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第3款、県支出金、第1項、県負担金、第1目、療養給付費負担金は、160億3,963万4,000円の計上で、これは、高確法第96条第1項で定められた定率の負担金でございます。

第2目、高額医療費負担金は、7億4,163万8,000円の計上で、これは、高確法第96条第2項で定められた負担金でございます。

第3款、県支出金、第2項、財政安定化基金支出金、第1目、財政安定化基金交付金は、1,000円の計上で、これは、広域連合の財政不足を補うために、県に設置されている基金からの交付金でございます。

第4款、支払基金交付金、第1項、支払基金交付金、第1目、後期高齢者交付金は、818億5,918万1,000円の計上で、これは、現役世代からの負担金として、社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第5款、特別高額医療費共同事業交付金、第1項、特別高額医療費共同事業

交付金、第1目、特別高額医療費共同事業交付金は、3,779万3,000円の計上で、これは、1件当たり400万円を超えるレセプトの200万円を越える部分から公費支援分を除いた部分に対する国民健康保険中央会からの交付金でございます。

第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金は、1,000円の計上で、これは、基金の運用利息でございます。

第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第2目、後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、6億8,645万5,000円の計上で、これは、特定期間の財政の均衡を図るために設置された基金からの繰入金でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第8款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、1,000円の計上で、これは、前年度繰越金でございます。

第9款、県財政安定化基金借入金、第1項、県財政安定化基金借入金、第1目、県財政安定化基金借入金は、1,000円の計上で、県財政安定化基金からの借入金でございます。

第10款、諸収入、第1項、延滞金、加算金及び過料、第1目、延滞金、第2目、過料、第3目、加算金は、それぞれ1,000円の計上でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第10款、諸収入、第2項、預金利子、第1目、預金利子は、1,000円の計上でございます。

第10款、諸収入、第3項、雑入、第1目、違約金及び延納利息は、1,000円の計上でございます。

第2目、第三者納付金は、2億円の計上で、これは、第三者行為の損害賠償金でございます。

第3目、返納金は、800万円の計上で、これは、自己負担割合変更に伴う差額分等の返納金でございます。

第4目、雑入は、1,000円の計上でございます。

続きまして、歳出でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、7億681万2,000円の計上で、主なものとしたしましては、通信運搬費などの役務費、国保連合会事務委託料などの委託料、事務処理機器借上料に係る使用料及び賃借料、国保連合会への事務費負担金などの負担金などでございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第2款、医療給付費、第1項、療養諸費、第1目、療養給付費等は、1,969億4,185万9,000円の計上で、これは、診療報酬、調剤報酬、高

額療養費などに係る保険者負担金でございます。

第2目、療養費は、15億2,310万2,000円の計上で、これは、一般診療費、補装具、柔道整復師の施術などの保険者負担金でございます。

第3目、移送費は、10万円の計上で、これは、被保険者の移送に係る費用でございます。

第4目、審査支払手数料は、4億4,493万2,000円の計上で、これは、診療報酬の審査及び支払いの手数料でございます。

第2款、医療給付費、第2項、高額療養諸費、第1目、高額療養諸費は、16億4,533万6,000円の計上で、これは、1か月の医療費の自己負担額が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

第2目、高額介護合算療養費は、1億7,609万8,000円の計上で、これは、後期高齢者医療及び介護保険の両方から給付を受け、年間の自己負担額の合算が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

第2款、医療給付費、第3項、その他医療給付費、第1目、葬祭諸費は、7億9,535万円の計上で、これは、被保険者が死亡した場合に、葬祭執行者に支給されるものでございます。

第3款、県財政安定化基金拠出金、第1項、県財政安定化基金拠出金、第1目、県財政安定化基金拠出金は、8,409万5,000円の計上で、これは、広域連合の財政不足を補うために、県に設置されている基金への拠出金でございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

第4款、特別高額医療費共同事業拠出金、第1項、特別高額医療費共同事業拠出金、第1目、特別高額医療費共同事業拠出金は、4,184万3,000円の計上で、これは、レセプト1件あたり400万円を超える医療費のうち、200万円を超える部分の財政調整に係る共同事業拠出金でございます。

第2目、特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、15万円の計上で、これは、特別高額医療費共同事業の事務費拠出金でございます。

第5款、保健事業費、第1項、健康保持増進事業費、第1目、健康診査費は、11億4,681万3,000円の計上で、これは、医科及び歯科の健康診査に係る委託料でございます。

第2目、その他健康保持増進費は、1,302万4,000円の計上で、主なものといたしましては、長寿健康増進事業である人間ドックや脳ドックなどに対する市町補助及び専門職による相談・訪問指導に対する厚生労働省のモデル

事業を実施する市町への補助でございます。

27ページ、28ページをお願いいたします。

第6款、公債費、第1項、公債費、第1目、一時借入金利子は、291万7,000円の計上で、これは、一時借入金の借入れを行った場合の利子でございます。

第7款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目、還付加算金は、42万円、第2目、保険料還付金は、2,710万円の計上でございます。

第3目、償還金は、1,000円の計上で、これは、国庫支出金等精算返還金でございます。

29ページ、30ページをお願いいたします。

第8款、予備費、第1項、予備費、第1目、予備費は、2億円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大平勇君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第11号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（大平勇君）

続きまして日程第15、議案第12号、三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について及び議案第13号、三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についての2議案を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（大平勇君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第12号及び議案第13号について一括して御説明申し上げます。

議案第12号、三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について及び議案第13号、三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議については、平成28年3月31日をもって菊狭間環境整備施設組合が解散することに伴い、三重県市町公平委員会から脱退することから、当該公平委員会を共同設置する地方公共団体の数が減少することについて、また、当該組合を三重県市町公平委員会共同設置規約別表から削る規約の一部変更について、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めようとするものであります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大平勇君）

以上で説明が終わりました。

本件についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより議案第12号及び議案第13号の2議案について、一括して採決を
行います。
議案第12号及び議案第13号については、原案のとおり可決することに御
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大平勇君）

御異議なしと認めます。
よって、議案第12号及び議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（大平勇君）

ここで、議事整理のため、暫時休憩いたします。
自席で、しばらくお待ち願いたいと思います。

午後2時58分 休憩

午後3時00分 開議

○副議長（西村喜久男君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に大平勇議員から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西村喜久男君）

異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

なお、地方自治法第117条の規定による除斥のため、大平議長は退場されておりますので、御報告申し上げます。

議長の辞職願を議会書記に朗読させます。

○書記（大石幸広君）

平成28年2月26日。三重県後期高齢者医療広域連合議会副議長、西村喜久男様。三重県後期高齢者医療広域連合議会議長、大平勇。議長辞職願。このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○副議長（西村喜久男君）

お諮りいたします。

大平勇議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西村喜久男君）

異議なしと認めます。

よって、大平勇議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

大平勇議員の入場を許可いたします。

前議長の大平勇議員から御挨拶がございます。

○議員（大平勇君）

辞職に同意いただきまして本当にありがとうございました。日本の皆保険は、国保、老人保険法、また介護保険、後期高齢者ということで、非常に日本あげ

ての大きな課題だというふうに思っております。あと少ししますと団塊の世代が後期高齢者になるということで、今よりですね、さらに厳しい社会情勢になってくるのではないかなと思います。これは避けて通れないというふうに思っております。しかしながら、これを放置する訳には参りません。やはり、皆さん方のお知恵、また今後重ねてもらいながら、粛々とやってもらうということになろうと思います。今後ともいろんな難問題が出てくるとは思いますけれども、協議をしながら安心した社会保障ができますことを祈念いたしまして、退任の挨拶とさせていただきます。短い時間ではあったんですけど大変協力いただきまして本当にありがとうございました。御礼を申し上げて挨拶にかえたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（西村喜久男君）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西村喜久男君）

異議なしと認めます。

よって、議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西村喜久男君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西村喜久男君）

異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の議長に、加納康樹議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、加納康樹議員を議長の当選人として定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西村喜久男君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました加納康樹議員が、議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました加納康樹議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

当選されました加納康樹議員から発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

○議長（加納康樹君）

皆さん、こんにちは。先程皆様の御推挙によりまして、三重県後期高齢者医療広域連合議会の議長を務めさせていただくことになりました四日市市議会議長の加納康樹でございます。広域連合長は泰幸ですけども、私は康樹です。松阪市議会議長様におかれましては、1年間本当に御苦勞様でございました。ありがとうございました。今後とも円満な議会運営に努めて参りますので、なにとぞ皆様の御協力のほどお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、議長就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（拍手）

○副議長（西村喜久男君）

ありがとうございました。

それでは、議長と交代いたします。

加納康樹議長、議長席に御着席願います。

皆様の御協力、誠にありがとうございました。

○議長（加納康樹君）

これより議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。
お諮りいたします。

ただいま議案第14号、監査委員の選任同意について、広域連合長から日程追加の申し出がありましたので、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納康樹君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第14号を日程に追加し、議題といたします。

議席番号13番、森脇和徳議員の一身上に関する事件のため、地方自治法第117条の規定により、森脇和徳議員は、本案の審議終了まで退場されますようお願いいたします。

○議長（加納康樹君）

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（加納康樹君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第14号について御説明申し上げます。

監査委員の選任同意については、議会のうちから選任する監査委員として、森脇和徳議員を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（加納康樹君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加納康樹君）
質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加納康樹君）
討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第14号については、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加納康樹君）
御異議なしと認めます。
よって、議案第14号は、同意することに決定いたしました。
森脇和徳議員の入場を許可いたします。

- 議長（加納康樹君）
以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、すべて終了いたしました。
平成28年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午後3時09分 閉会